

平成22年度 随意契約に関する四半期毎の監査結果概報
 (第4四半期：平成23年1月～3月契約分)

<p>1 監査対象機関 北海道森林管理局及び各森林管理署等</p> <p>2 監査方法 書類監査</p>	
<p>3 監査の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか ・法令の適用、解釈が適切か、 ・少額随意契約を厳正に実施しているか ・意図的に契約を分割して少額随契としていないか ・その他問題点はないか 	
<p>4 監査結果の概要</p> <p>(1) 総括的評価 主要事業については、概ね一般競争へ移行されており、物品、役務についても、随意契約は必要最小限とされていた。</p> <p>(2) 具体的内容 随意契約については、少額随意契約が大半を占めており、車両整備・修理、宿舎・庁舎等修繕、ガソリン等油脂類等であった。 また、競争不許の随意契約として、直販の書籍・新聞購読料、複写機等賃貸借料及び保守料、保健衛生委託業務、車検整備に係る追加整備、東日本大震災救援物資のガソリン携行缶等であった。</p>	
<p>事項別評価</p>	<p>指導状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか 局・署の調達は、概ね一括・集中調達が適切に行われている。 ・法令の適用、解釈が適切か 対象期間（1月～3月）における契約については、概ね適切であった。 ・少額随契を厳正に実施しているか 少額随契の適用範囲の契約となっている。 ・意図的に契約を分割して少額随契としていないか 意図的に分割したと思われる案件は見受けられない。 ・その他問題点はないか 特になし 	